

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（令和6年12月市議会提出分②）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	本市職員の給与を改定するものです。	令和6年 12月議会  議案 第167号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関するものであり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の期末手当の額を改定する ものです。	令和6年 12月議会  議案 第168号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の期末手当に関するものであり、実施要綱 第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948-6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆様の意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民の皆様の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。